

アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための 基本的な方針案の概要

- 1 アイヌ施策の意義及び目標に関する事項
(法第7条第2項第1号関係)
 - ・ 先住民族であるとの認識の下、未来志向の施策推進の重要性
 - ・ 歴史的事実の受け止め
 - ・ 全国的視点による施策推進の必要性
 - ・ 施策目標として共生社会の実現を目指す 等
- 2 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針
(法第7条第2項第2号関係)
 - ・ アイヌ施策の総合的かつ効果的な実施
 - ・ 差別への対応、国民理解の促進
 - ・ 国、地方公共団体及び指定法人の連携
(国、都道府県が密接に連携し、市町村への交付金の交付や法律の特例措置の円滑な運用に努めること 等) 等
- 3 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項
(法第7条第2項第3号関係)
 - ・ アイヌ文化振興のための拠点としてのウポポイの役割
 - ・ 来場者目標(年間100万人)
 - ・ 指定法人への適切な指揮監督 等
- 4 アイヌ施策推進地域計画の認定に関する基本的な事項
(法第7条第2項第4号関係)
 - ・ 地域計画の認定基準、認定手続(アイヌの人々の要望を市町村事業に反映させること 等)
 - ・ 認定された計画の進捗状況の把握及び効果の検証 等
- 5 その他アイヌ施策の推進のために必要な事項
(法第7条第2項第5号関係)
 - ・ 国、地方公共団体等の連携の強化 等